

第 407 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 平成 31 年 3 月 1 日（金） 午後 4 時 30 分から午後 4 時 48 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 2-1

3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録

都留会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 407 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

まず、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

課長補佐 御報告申し上げます。本日は、全員御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。

本日の議事録の署名は、東京地方最低賃金審議会運営規程第 7 条に基づき、公益委員は私が、労側委員は大島委員、それから使側委員は井上委員にお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申込はありませんでしたが、本日の会議、議事録及び会議資料については公開となります。

それでは、お手元にお配りしております議事次第に基づいて進めてまいります。まず、議事（1）「平成 31 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」の審議を行います。

本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 御説明いたします。

特定最低賃金の申出につきましては、最低賃金法第 15 条第 1 項におきまして、特定最低賃金の改正等の申出は労働者又は使用者を代表するものが都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。

この申出は例年、概ね 7 月を目途にお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては、最低賃金に関する実態調査を実施する必要がございます。そのため、前年度末を目途に、各特定最低賃金について、改正等の意向の有無を労使各側から確認させていただきまして、これを受けて、次年度調査の準備をさせていただいているところです。

特に、業種の括りの変更や適用除外業務の変更につきましては、その変

更内容を踏まえた上で、実態調査を行う必要がございますので、この点も含めまして、改正等の申出の意向表明をお願いしております。

私からの御説明は以上です。

都留会長

ありがとうございます。それでは、平成 31 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、まず、労側委員にお伺いしたいと思います。

申出の意向について、御発言をお願いいたします。

尾野委員

来年度の特定最賃については、今年度と同様、鉄鋼業、はん用機械器具、そして、輸送用機械につきましても、改定の申出を行いたいというふうに考えています。

また、電機機械器具、情報通信機械器具製造業についても、今年度同様、来年度も新設の申出をする意向で、今、動いております。

以上です。

都留会長

ありがとうございます。ただ今の御発言を受けまして、使側から御意見、御質問はございますか。

海老澤委員

使側としては、ここ数年、必要性なしというのが続いているのですが、要件を整えば審議に応じる構えはあるということです。

都留会長

その他、公益委員の方も含めて、御意見、御質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただ今、労側委員から特定最低賃金改正等の申出に係る御発言をいただきました。次年度においては、1 業種の新設及び 3 業種の金額改正、計 4 業種について改正等の申出の意向表明がございました。

事務局では、今後適切な事務手続きを進めてください。事務局から何かありますか。

賃金指導官

お手元にお配りしております資料について、御説明をさせていただきます。

資料 1「平成 31 年度東京都特定最低賃金の適用使用者数および適用労働者数」について、資料を作成しておりますので、こちらについて御説明をさせていただきます。着座にして失礼いたします。

項目としましては、各最低賃金、左側が産業名、その右隣が産業分類番号、その右隣が特定最低賃金適用使用者数、その右隣が適用労働者数となっております。

まず、鉄鋼業から順に御説明をさせていただきます。産業名としては鉄鋼業、産業分類番号として E22 とありますけれども、こちらは鉄鋼業、又は純粋持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る、を営む使用者となっております。適用使用者

数が 353、適用労働者数が 6,218 となっております。

続きまして、はん用機械器具、生産用機械器具製造業についてです。こちら、産業分類はここに書いてあるとおりですが、具体的に申し上げますと、東京都の区域内で、ポンプ、圧縮機製造業、一般産業用機械・装置製造業、こちらについては家庭用エレベーター製造業及び冷凍機・温室調整装置製造業を除くものとなっております。

さらに、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち、建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は関連する純粋持ち株会社となっております。こちらは適用使用者数が 813、適用労働者数が 9,370 となっております。

続きまして、業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業になります。こちらにつきましては、具体的には東京都の区域内で時計側製造業を除いた時計・同部分品製造業、眼鏡製造業、これらの産業において、管理補助的経済活動を行う事業所、業務用機械器具製造業、こちらについては、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、映画用機械・同附属品製造業、光学機械用レンズ・プリズム製造業、武器製造業及びこれらの産業において、管理補助的経済活動を行う事業所を除くとなっております。

さらに、電子部品、デバイス、電子回路製造業、こちらについては集積回路製造業又は光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業に限るとなっております。

電気機械器具製造業、こちらについては、電機溶接機製造業、電球製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において、管理補助的経済活動を行う事業所を除くとなっております。

さらに、情報通信機械器具製造業、こちらについては、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、交通信号保安装置製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理補助的経済活動を行う事業所を除くとなっております。または、関連の純粋持株会社、これらを営む使用者となっております。こちらにつきましては、特定適用使用者数が 3,206、また、適用労働者数が 4 万 8,879 となっております。

自動車・同附属品製造業、船舶製造業・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、こちらにつきましては、具体的には自動車・同附属品製造業、以下、適用業種は最低賃金の名称と同じとなっております。適用使用者数 581、適用労働者数 2 万 7,953 となっております。

以上が、現行の特定最低賃金の適用労働者数となっております。

あと、合わせて参考としまして、平成 30 年度の新設申出業種に係る特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数を記載しております。

こちらは、電機機械器具、情報通信機械器具製造業となりまして、適用使用者数が 1,872、適用労働者数が 3 万 4,184 となっております。

こちらですが、平成 28 年経済センサス活動調査結果を基に、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計したものです。平成 30 年度の申出内容に応じて、適用労働者数を算出したしております。

これらの適用労働者数を基に、労働協約ケースの場合は、改正については基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上、新設については 2 分の 1 以上の者が労働協約の適用となっていること、公正競争ケースの新設及び改正については、概ね 3 分の 1 以上の合意があることが申出要件となりますので、よろしく願いいたします。

次年度の実態調査の開始が 4 月末でございますので、申出内容に変更がある場合には、4 月中旬までに具体的な変更内容を事務局まで御連絡願います。

私からの御説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何か質問等、ございますか。

尾野委員

前年度と大きく変わっているところはありますか。

賃金指導官

人数についてでよろしいでしょうか。

尾野委員

はい。

賃金指導官

前年度の労働者数について申し上げます。鉄鋼業、7,429、はん用機械器具 1 万 1,541、業務用機械器具等 8 万 1,905、自動車、輸送用機械器具 3 万 5,285 でした。さらに、新設申出業種については、前年度 6 万 3,753 となっております。

大きく減っているところもございしますが、これは主に基のデータである経済センサスが 26 年の調査結果から 28 年の調査結果に変わり、その数字が大きく変動していることが影響しております。

岩田委員

質問をさせていただきます。まず、この資料 1 の上のほうの表、4 業種を挙げていただいておりますが、この上から 3 つ目の列については、これは現行の特定最賃の業種というよりは、新設の下の表の電気機械器具を含む、もうちょっと広い業種についての数字ということなのでしょうか。

局長

現行のものは、この広い産業で設定されたということです。

岩田委員

そうですか。現行はこの広い産業で存在していると。

賃金指導官

はい、そうです。

局長

現時点では、です。

岩田委員 承知しました。了解いたしました。それを、新設では業種を絞った形で申出をしている。

局長 昨年度、そういう申出があったということです。

岩田委員 分かりました。現行のものをそのまま改定するというのではないということですね。それで、参考で書いていただいているということですね。了解いたしました。

賃金指導官 はい。

都留会長 他にございますか。

この特定適用使用者数のほうの、この使用者という概念なのですが、先ほど、純粋持株会社という話が出てきましたが、例えば、純粋持株会社があつて、事業会社があつて、さらにその下に事業所がある。東京の場合は本社機能が結構集中していますので、純粋持株会社も東京、事業会社の本社も東京、事業所も場合によっては東京という場合、そのときの使用者というのは、どういうカウントのされ方をするのですか。純粋持株会社は当然、純粋持株会社として、数は少ないですが。

局長 事業所単位でカウントします。

都留会長 事業所単位でカウントする。

局長 はい。だから、持株会社は持株会社として1つになります。その下の事業会社は事業会社で1つになって、さらに工場とかがあれば、そこがまた1つになるということです。

都留会長 分かりました。

他にありますか。ないようでしたら、議事(2)その他についてですが、何かありますか。

賃金課長 はい。事務局からは、これまで審議いただいております特定最賃2業種の廃止の手続きの状況について、お話ししたいと思います。よろしいでしょうか。

東京都各種商品小売業最低賃金及び東京都出版業最低賃金の廃止決定についてでございますけれども、先月12日の審議会において答申を頂きました。その2業種の廃止決定について、答申内容の要旨及び関係労使で異議がある者は異議申出書を提出されたい旨の公示を同日から15日間行いました。

その異議申出書提出期限であります2月27日までに、答申内容について異議申出がございましたので、東京労働局長が当該2業種の特定最低賃金について廃止を決定いたしました。現在、廃止決定の官報公示手続きを行っているところです。効力発生日は官報公示の日となります。官報公示は3月13日を予定しております。

都留会長

私からの説明は以上です。

ありがとうございます。今の説明について何か、御質問等ございますか。
よろしいですか。

特にないようでしたら、本日の審議はこれで終了いたします。よろしい
ですか。

ありがとうございました。